



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2010 JUNE / 110号

★ 商標「追いがつお」を巡る無効審判事件 ★

<事件の概要>

株式会社ミツカングループ本社(無効審判請求人)は、第30類「かつおを使用してなるつゆ」に関して、登録第4697198号(引用商標)「追いがつお」(右図)を所有しています。この商標は、毛筆風書体で縦書きされており、使用による顕著性が認められて登録されたものです。

その後、ヤマキ株式会社(被請求人)が、「追い鰹」の文字を有するラベル(左図)について、第30類において、登録第5044714号(本件商標)を登録しました。このヤマキの登録に対して、ミツカンが登録無効審判を請求し、それが特許庁で認められました(無効2009-890020事件)。

本件商標



引用商標



1. 請求人の主張

本件商標は、引用商標とは商標において明らかに類似し、指定商品においても類似する。

引用商標は著名である。商品「追いがつおつゆ」は「めんつゆ市場」において、金額・容量の両面から8~9年間1位を独占した。競合商品が極めて数多くの商品が登場したが、「追いがつお」なる使用例は、他に1社も見当たらない。

「追いがつお」は、職人間で僅かに使用されていた「料理用語」の「古語」に属する使用であり、これが「ファーストミーニング」であることは否定しない。しかるに、これは料理上使用される「料理用語」としての意味合いであり、こと「調味料関連商品」の業界用語に限れば、請求人の使用の結果、請求人の「めんつゆ」商品を指し示す識別力ある「商標」として認識され、その事実状況から独占使用が認められたものである。

2. 被請求人の主張

「追いがつお」及び「追い鰹」は、「二番だしをとる時に、旨みを増すために、さらにかつお節を加える」調理法を意味する料理用語である。特許庁においても、「追いがつお」及び「追い鰹」は、「二番だしをとる時に、旨みを増すために、さらにかつお節を加える」調理法を意味する料理用語であると認定している。

請求人は、「追いがつお」及び「追い鰹」は、職人間で僅かに使用されていた「料理用語」の「古語」に属すると主張しているが、これは誤りであり、現在でも普通に使われている料理用語である。

3. 特許庁の判断

引用商標は、「追いがつお」の文字を、毛筆風の書体で縦書きしてなるところ、その指定商品である「かつおを使用してなるつゆ」に永年使用された結果、その需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものとして、すなわち、商標法第3条第2項の要件を具備するものと認定、判断され、商標登録されたものである。

請求人の「かつおを使用してなるつゆ」に使用されている引用商標は、その使用開始時(1991年)より現在に至るまでの間、請求人のみが当該商品を表示する商標として使用されてきたということができるものであり、かつ、本件商標及び引用商標の指定商品が、ともに含まれる調味料において「追い鰹」又は「追いがつお」の表示が、商品「調味料」について品質等を表すものとして、同業他社に使用されているような状況は見当たらない。

本件商標と引用商標とは、「オイガツオ」(二番だしをとる時に、旨みを増すために、さらにかつお節を加える調理法)の称呼及び観念を共通にする点において類似する商標であるといわなければならない。